

地域包括支援センターを利用しよう

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢の皆さんの支援を行

います。3人はそれぞれ専門分野の仕事だけ行うのではなく、連携をとりながら「チーム」で総合的に皆さんを支えます。

●地域包括支援センター

	担当地域(生活圏域※1単位)	名称	住所・電話
①	美須賀・立花	今治市地域包括支援センター美須賀・立花	今治市黄金町2-2-5 ☎(0898)55-8872
②	日吉・近見	今治市地域包括支援センター日吉・近見	今治市北日吉町1-11-17 ☎(0898)22-7960
③	西・南	今治市地域包括支援センター西・南	今治市別名272 ☎(0898)33-7861
④	桜井・朝倉・玉川	今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川	今治市玉川町大野甲86-1 ☎(0898)36-8330
⑤	北郷・大西・菊間	今治市地域包括支援センター北郷・大西・菊間	今治市大西町宮脇甲501-2 ☎(0898)53-5540
⑥	吉海・宮窪・伯方・上浦・大三島・関前	今治市伯方地域包括支援センター	今治市伯方町木浦甲3930-1 ☎(0897)72-1065

※1:生活圏域は、中学校区または旧行政区、各島を単位として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画において設定されている地域の名称です。



●今治市伯方地域包括支援センター サブセンター

サブセンターは、地域包括支援センターに代わって初期相談を受け付ける窓口です。必要に応じて、地域包括支援センターと連携し、相談に対応します。

	担当地域(生活圏域※1単位)	名称	住所・電話
⑥-1	吉海・宮窪	サブセンター大島	今治市吉海町名1466 ☎(0897)84-4110
⑥-2	上浦・大三島	サブセンター大三島	今治市大三島町野々江2435-2 ☎(0897)83-1110

介護サービスを利用するまでの流れ

介護はいつ、何がきっかけで始まるかわかりません。まずはいざという時に備えて、介護の流れを知っておきましょう。

申請から調査、審査、認定までの各過程を知ることによって利用する際の悩みを解決しましょう。

①まず相談しましょう

市役所本庁の高齢介護課または、各支所の介護保険担当窓口にて申請します。少しでも気になることがあれば、相談してみましょう。また、申請は無料です。



④認定が行われます

判定結果をもとに「非該当(自立)」、「要支援1・2」、「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、結果が記載された被保険者証がご本人に郵送されます。



②認定調査が行われます

介護支援専門員(ケアマネジャー)などがご家庭や施設などを訪問し、心身の状態を確認するための調査をします。主治医意見書は市町村が依頼します。

⑤介護サービス計画(ケアプラン)が作成されます

今後どんな風に生活していくかの計画書を、介護支援専門員が作成します。要支援1・要支援2は**地域包括支援センター**、要介護1以上の介護サービス計画は、**居宅介護支援事業所**が作成します。詳しくは一人ひとりついてくれる介護支援専門員に相談しましょう。

③審査・判定が行われます

訪問調査と主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で要介護区分について審査、判定をします。この間約1ヶ月。



⑥介護サービスを利用しましょう

作成された介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。